

00682

# 鳥取縣公報

昭和十五年十月三十日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

訓 令

號 水曜日

◆鳥取縣訓令甲第三十四號

市町村長

隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル爲左ノ要領ニ依リ部落會、町内會等ノ整備ヲ期セントス仍テ既存ノ組織ニ慎重ナル検討ヲ加ヘ其ノ内容ノ充實ヲ圖リ以テ之ガ實績ノ舉揚ニ努ムベシ

昭和十五年十月三十日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第一 目的

部落會、町内會等整備要領

市

町

村

長

一 隣保團結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト

二 國民ノ道德的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルノ基礎組織タラシムルコト  
國策ヲ汎ク國民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ資セシムルコト

三 國民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト國民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發

## 第二組 織 指セシムルコト

## 一 部落會及町内會

(一) 市町村ノ區域ヲ分チ村落ニハ部落會、市街地ニハ町内會ヲ組織スルコト

(二) 部落會及町内會ハ部落名若ハ町名ヲ冠稱スルコト

(三) 部落會及町内會ハ部落又ハ町内住民ヲ基礎トスル地域的組織タルト共ニ市町村ノ補助的下部組織トスルコト

(四) 部落會及町内會ハ區域内全戸ヲ以テ組織スルコト

(五) 部落會ノ區域ハ行政區其ノ他既存ノ部落的團體ノ區域ヲ斟酌シ地域的協同活動ヲ爲スニ適當ナル區域トスルコト

(六) 町内會ノ區域ハ原則トシテ町若ハ丁目又ハ行政區ノ區域ニ依ルコト  
但シ土地ノ狀況ニ應ジ必ズシモ其ノ區域ニ依ラザルコトヲ得ルコト

(七) 必要アルトキハ適當ナル區域ニ依リ町内會聯合會ヲ組織スルコトヲ得ルコト

(八) 部落會、町内會ニ會長及副會長ヲ置クコト  
會長及副會長ノ選任ハ地方ノ事情ニ應ジ從來ノ慣行ニ從ヒ部落又ハ町内住民ノ推薦其ノ他適當ノ方法ニ依リ市町村長ニ於テ選任シ之ヲ告示スルコト

(九) 部落會及町内會ハ必要ニ應ジ職員ヲ置キ得ルコト  
部落會及町内會ニハ左ノ要領ニ依ル常會ヲ設クルコト

(十) 部落常會及町内常會ハ會長ノ招集ニ依リ全戸集會スルコト  
但シ區域内隣保班代表者ヲ以ニ區域内全戸ニ代フルコトヲ得ルコト

00722

(一) 部落常會及町内常會ハ第一ノ目的ヲ達成スル爲メ物心兩面ニ亘リ住民生活各般ノ事項ヲ協議シ住民相互ノ教化向上ヲ圖ルコト

(二) 部落會及町會内區域内ノ各種會合ハ成ルベク部落常會及町内常會ニ統合スルコト

## 二 隣保班

(一) 部落會及町内會ノ下二十戸内外ノ戸數ヨリ成ル隣保班ヲ組織スルコト

(二) 隣保班ノ組織ニ當リテハ五人組十人組等ノ舊慣中存重スペキモノハ成ルベク之ヲ採り入ルルコト

(三) 隣保班ハ部落會又ハ町内會ノ隣保實行組織トスルコト

(四) 隣保班ニ代表者ヲ置クコト

(五) 隣保班ノ常會ヲ開催スルコト

## 三 市町村常會

(一) 市町村ニ市町村常會ヲ設置スルコト

(二) 市町村常會ハ市町村長ヲ中心トシ部落會長、町内會長又ハ町内會聯合會長及市町村内各種團體代表者其ノ他適當ナル者ヲ以テ組織スルコト

(三) 市町村常會ハ市町村内ニ於ケル各種行政ノ綜合的運營ヲ圖リ其ノ他第一ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル各般ノ事項ヲ協議スルコト

(四) 市町村ニ於ケル各種委員會等ハ成ルベク市町村常會ニ統合スルコト

告

示

市（町、村）常會規約準則及部落（町内）會規約準則左ノ通定ム  
昭和十五年一月鳥取縣告示第十八號市（町、村）常會規約準則及部落（町内）常會規約準則ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年十月三十日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

市（町、村）常會規約準則

第一條 本市（町、村）ニ何市（町、村）常會ヲ置ク

第二條 本常會ハ町内（町内會聯合、部落）會長各種團體代表者、關係官公吏、市（町、村）會議員及學校職員其ノ他學識經驗アル者等ノ中ヨリ市（町、村）長ノ選任シタル者ヲ以テ組織ス

第三條 本常會ハ左ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル各般ノ事項ヲ協議スルモノトス

一 隣保團結ノ精神ニ基キ市（町、村）内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行スルコト

二 國民ノ道德的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルコト

三 國策ヲ汎ク國民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ倚興スルコト

四 統制經濟ノ圓滑ナル運營ト國民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮スルコト

五 其ノ他市（町、村）内ニ於ケル各種行政ノ綜合的運營ヲ圖ルコト

第四條 本常會ハ毎月何日何時定期ニ開會ス

第五條 本常會ノ開閉及司會ハ市（町、村）長又ハ其ノ代理者之ヲ行フ

部 落（町内）常會規約準則

- 第一條 本部落（町内）ノ區域ヲ以テ何部落（町内）會ヲク
- 第二條 本會ハ本部落（町内）全戶ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 本會ハ左ノ目的ヲ達成スル爲メ必要ナル各般ノ事項ヲ協議申合セ其ノ實踐ヲ期スルモノトス

- 一 隣保團結ノ精神ニ基キ部落（町）内住民ヲ組織結合シ萬民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行スルコト
- 二 國民ノ道德的鍊成ト精神的團結ヲ圖ルコト
- 三 國策ヲ汎ク國民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ倚興スルコト
- 四 國民經濟生活ノ地域的單位トシテ統制經濟ノ運營ト國民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮スルコト

- 第五條 本會ニ會長及副會長一名ヲ置キ市（町、村）長ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
- 第六條 會長ハ本會ヲ統轄シ會長事故アルトキハ副會長之ヲ代理ス
- 第七條 但シ緊急ノ場合ハ臨時ニ開會スルコトアルベシ
- 第八條 常會ハ會長之ヲ招集シ全戶集會スルモノトス